

## 原子炉等規制法に基づく法令報告の 改善の検討状況と今後の方向性

令和 3 年 6 月 9 日  
原子力規制庁

### 1. 経緯及び趣旨

原子炉等規制法第 62 条の 3 に基づく事故・トラブルの報告(以下「法令報告」という。)の改善<sup>1</sup>については、令和 2 年 11 月 11 日の第 37 回原子力規制委員会において、報告受領後の対応プロセスの見直しと、法令報告事象の対象範囲や報告期日の設定等の見直しの検討の方向性について了承された。

前者については、見直しを行った内容に基づき、原子力規制庁の対応マニュアルの作成を行っているところ(対応マニュアル案は別紙 1 のとおり)。

後者については、公開会合を 3 回実施し、事業者からの意見聴取及び議論を行った(公開会合での検討状況は別紙 2 のとおり)。今回、これまでの検討状況(概ね議論が収束した事項、さらなる検討が必要な事項)を報告するとともに、これを踏まえた今後の方向性について諮るもの。

### 2. 概ね議論が収束した事項

#### (1) 事業者からの報告書の提出期日

事業者は法令報告事象が発生した際、直ちに事象発生旨及び 10 日以内に事象に関する事実関係とその発生原因、再発防止対策等に関する報告書(以下「原対報」という。)を提出することが求められている。

については法目的に照らし、人や環境に影響を及ぼすおそれのある事象の発生を規制機関として早期に把握し、収束に向け必要に応じ適切な措置が講じられるようにすることを目的とし、についてはこうした事象の再発を防止するため、事業者においてその原因と再発防止対策の詳細を明らかにするとともに、必要に応じて他事業者へ水平展開すること及び規制機関として規制要求の見直し等の対策を行うことを目的としている。

一方、の運用実績をみると、原因の特定と再発防止対策の立案に時間を要することから、ほとんどの場合、10 日以内の時点で提出される報告書に原因と再発防止策は記載されておらず、10 日以内の期日を設けることの実効性がない状況となっている。

以上を踏まえ、報告書の提出期日について、公開会合において原子力規制庁

<sup>1</sup> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の法令報告については、特定原子力施設として指定されている状況を考慮し、今回の検討には含まれていない。

より以下の点を説明し、議論を行ったところ、事業者より異論はなかった。

- a .これまで 10 日以内の報告で受領していた情報については、法令報告事象発生後に直ちに行う報告を受けた後、対応マニュアル案に記載したとおり、既存の公開会合<sup>2</sup>や面談等で進捗を把握することができる。
- b .仮に事業者が理由なく原因の究明や再発防止策の検討を行わない場合は、原子力規制検査による状況確認の上での対応措置の適用等により対応が可能と考えられる。

#### 今後の方向性

原対報について、現在 10 日以内の報告を求めているものから、具体的な報告期日を設定せず、事案の詳細が判明した後に速やかに再発防止策を含めて原対報を求めるものとして規則を見直すこととしたい。

#### **(2) 原対報を求める必要性が低い事象**

法令報告の目的は、前述のとおりであるが、法令報告対象となる事象の中には、既に知見が蓄積されているものなど、事象発生時の報告により事象の発生を確認する必要があるものの、その性格が確認された後には詳細な報告を求める必要がないと考えられるものが含まれている。すなわち、現在の法令報告事象を定める基準では、本制度の目的に寄与しないと思われる報告が行われている場合がある。

この点について、公開会合において、具体的な事象の例やその性格について議論を行い、事業者とも認識の共有に至った。

#### 今後の方向性

法令報告事象発生時には、十分な状況把握ができず不明な点も多いため、現在の法令報告事象に対して、引き続き、事象発生後直ちに行う報告は求めるものの、原対報による詳細な報告を求めることによる本制度の目的への寄与のない事象を特定し、原対報を不要とすることとしたい。また、不要とする場合の特定については、あらかじめ以下のような場合を、規則又は告示等で定めることとしたい。

- a .過去に同様な事象が発生しており、原因と対策が明確であると判明した場合（例：定期検査中に発見される PWR の蒸気発生器の一次系減肉のう

<sup>2</sup> 原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合

ち、応力腐食割れによるもの)。

- b．使用施設のように潜在的なリスクが低い施設で発生した事象であって、安全確保に必要な他の機器への影響や、安全への実際の影響がなかった場合（例：東北大学金属材料研究所の排気筒の倒壊）。

### （3）個別の事象に係る法令報告解釈<sup>3</sup>の見直し

発電用原子炉設置事業者より、機器等に機能が要求されない点検中に誤って発生させた損傷で点検中に修繕された事象や ABWR 及び PWR における制御棒の過挿入といった、工学的な評価をした際に安全上の影響がない事象については、報告不要とすべきではないかとの指摘があった。この点について公開会合での議論を行い、2つの事象については安全上の影響が極めて小さいとの認識を共有した。

#### 今後の方向性

機能が要求されない点検中に誤って発生させた損傷で点検中に修繕された事象と、ABWR 及び PWR における制御棒の過挿入については、法令報告解釈の改正により、法令報告の対象から外すこととしたい。

## 3．さらなる検討が必要な事項

### （1）廃止措置計画認可前の施設で発生する法令報告事象の取扱い

発電用原子炉設置事業者より、廃止措置計画の認可申請中又は申請を決定したプラントにおいて、廃止措置計画認可前の段階から、実質的に安全上の影響がない機器等で発生する事象については、廃止措置計画認可後と同様に法令報告の対象外としてはどうかとの意見があり、事業者の考え方を聴取した。引き続き、廃止措置計画認可前から適用可能か、また可能とする場合、どのような機器等を報告対象とすることが適切かといった点等について議論・検討をする必要がある。

### （2）核燃料施設等のリスクに応じた制度運用(グレーデッドアプローチの観点からの法令報告の見直し)

核燃料施設等に関する現行の法令報告解釈については、核燃料施設等の廃止

<sup>3</sup> 各事業規則に定められている法令報告に基づく事故故障等の報告についての運用を定めた以下の訓令をいう。  
核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令）及び核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核燃料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（内規）

措置計画の認可後の考え方が明記されていない等、核燃料施設等に求める法令報告事象をリスクに応じてどのように設定すべきか議論の余地がある。

公開会合においては、廃止措置計画認可後の核燃料施設等の法令報告事象に関して、現行の規則の解釈に基づく報告対象の整理が必要という認識を原子力規制庁と事業者で共有した。今後引き続き、廃止措置段階における核燃料施設等における法令報告事象の対象等が適切かについて検討する必要がある。

#### **4 . 今後の対応**

上記 2 . の事項については、原子力規制庁において、詳細な検討を進め、今後必要な規則等の改正案を原子力規制委員会に諮ることとする。

上記 3 . の事項については、引き続き公開会合等を通して事業者の意見を聴取し、論点、課題等を明らかにした上で、対応の方向性を原子力規制委員会に諮ることとしたい。

## 対応方針の例

	対応方針 A	対応方針 B	対応方針 C
<b>対象 事象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査の重要度評価で白以上となる可能性のある法令報告事象<sup>1</sup></li> <li>新規性のある法令報告事象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査の重要度評価で緑程度と考えられる法令報告事象<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査の重要度評価で軽微と考えられる法令報告事象</li> <li>繰り返し発生し、原子力規制委員会において既に評価済みの法令報告事象</li> </ul>
<b>検査 での 対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常検査</li> <li>必要に応じて特別検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて日常検査</li> </ul>
<b>調査 方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開会合</li> <li>面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面談</li> <li>必要に応じて公開会合を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面談</li> </ul>
<b>委員会 への 報告</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別に原子力規制庁の評価を報告し、原子力規制委員会の了承を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期の原子力規制検査の実施状況報告時に、原子力規制庁の評価が定まった法令報告事象について、当該評価を報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度明けに、年間に発生した法令報告事象について、原子力規制庁の評価をまとめて報告する。</li> </ul>
<b>想定 される 過去 事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○白以上の可能性がある事象 <ul style="list-style-type: none"> <li>大洗研究センター燃料研究棟における汚染に伴う立入制限区域の設定等 (H29.6.6)</li> </ul> </li> <li>○新規性のある事象新たな知見と考えられる事象 <ul style="list-style-type: none"> <li>高浜 4 号における蒸気発生器伝熱管のスケールによるものと思われる損傷 (R2.11.20)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高浜 3 号における蒸気発生器伝熱管の異物によるものと思われる損傷 (R2.2.18)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>J M T R における二次冷却系統冷却塔の倒壊 (R1.9.9)</li> </ul>

<sup>1</sup> 核燃料施設等の場合は指摘事項あり（追加対応あり）の可能性のある法令報告事象

<sup>2</sup> 核燃料施設等の場合は指摘事項あり（追加対応なし）程度の法令報告事象

マニュアル本文のみ（マニュアル中の別紙除く）

## 原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアル

（案）

検査監督総括課  
緊急事案対策室

## 1 総論

### 1.1 目的

本マニュアルは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 62 条の 3 の規定に基づく事故故障等の報告(以下「法令報告」という。)について、法令報告の受領後の原因と対策に係る評価の実施に関する基本的な考え方及び事務手続を明確にすることによって、円滑な行政運営及び原子力安全の確保に資することを目的とする。

### 1.2 適用範囲

法令報告(特定原子力施設に係るものを除く。)を受領した後の原子力規制庁における対応方針の検討、当該事象の原因と対策に係る評価の実施に至るまでのプロセスを対象とする。法令報告事象の内容から得た知見の規制への反映の検討については、本マニュアルには含めない。また、法令報告事象が原子力災害対策特措法に定める事項等に基づく防災活動の中で対応が行われる事態となった場合の対応は、本マニュアルに含めない。

### 1.3 基本方針

法令報告制度の趣旨・目的は、事業者等への報告義務付け及び規制機関においてその報告内容を公表することで、事業者等による原因究明、再発防止策の実施及び他事業者等での水平展開の実施を促進させることに加え、規制機関として事象分析を通じて規制への反映を検討すること等である。

法令報告事象への対応に当たっては、上記の法令報告制度の趣旨・目的を踏まえ、次に掲げる考え方により、原因と対策に係る評価を実施するものとする。

- 安全上の影響を考慮したうえで、原子力規制委員会としては、新規知見を含み規制対応が必要と考えられるものといった重要なものに注力して対応し、安全上の影響度が軽微な事象については、その影響度に応じた対応をする。
- 被規制者との議論においては、組織理念にもあるように透明性を確保したうえで実施する(「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」参照)。

法令報告に係る対応プロセスの全体概要フローを図 1 に示す。

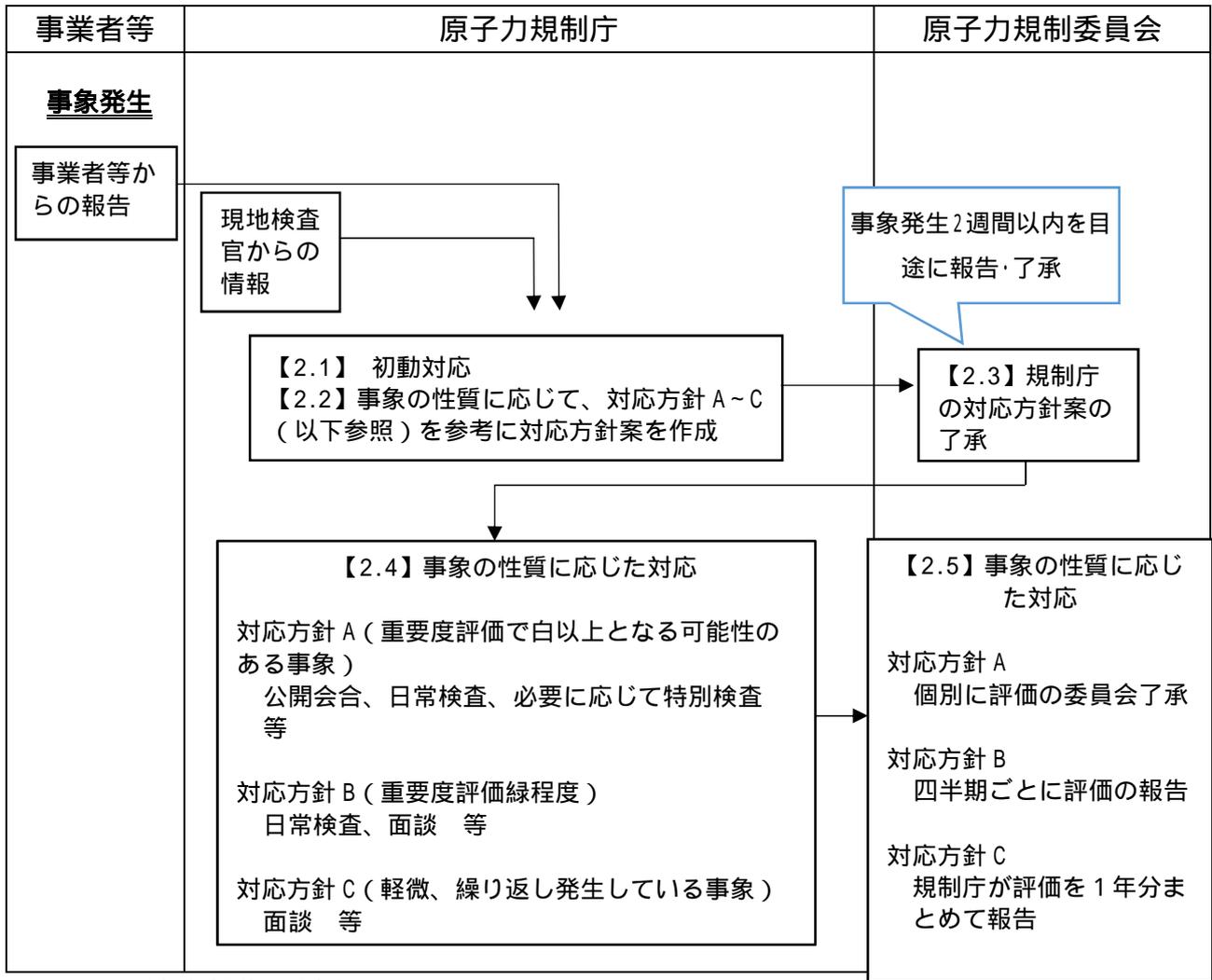


図1 法令報告の対応フロー

【】は後述の説明内容の記載箇所を示すもの

## 2 対応プロセス

### 【2.1】 法令報告の初動対応

初動対応担当部門である事故対処室は法令報告の第一報を受けた場合、その旨を速やかに担当監視部門に情報展開する。また、当該報告内容をホームページに掲載する。担当監視部門は、原子力規制検査の安全重要度評価の手法を参考とし、対応方針を検討するが、その検討に必要な情報については、以下の検査ガイドや附属書に書かれている視点に基づき、事業者等、事故対処室及び現地検査官から収集する。

- ・GI0004 原子力規制検査における規制措置に関するガイド
- ・GI0005 特別検査運用ガイド
- ・GI0007 原子力安全に係る重要度評価に関するガイド
- ・BQ0050 事象発生時の初動対応

事故対処室は、法令報告事象の発生後、当該事象が安定したと判断した場合(事象発生から10日程度を目途)、初動対応を終了し、担当監視部門に収集した情報の共有等、引継ぎを実施する。

## 【2.2】 対応方針の検討

担当監視部門は法令報告について、得られた情報をもとに想定される原子力安全上の影響の程度等について検討を行い、その結果を踏まえ今後の対応方針の案を作成する。

対応方針案の作成に当たっては、以下を参考とする。

	対応方針 A	対応方針 B	対応方針 C
対象 事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査の重要度評価で白以上となる可能性のある法令報告事象<sup>1</sup></li> <li>新規性のある法令報告事象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査の重要度評価で緑程度と考えられる法令報告事象<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査の重要度評価で軽微と考えられる法令報告事象</li> <li>繰り返し発生し、原子力規制委員会において既に評価済みの法令報告事象</li> </ul>
検査 での 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常検査</li> <li>必要に応じて特別検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて日常検査</li> </ul>
調査 方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開会合</li> <li>面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面談</li> <li>必要に応じて公開会合を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面談</li> </ul>
委員 会へ の報 告	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別に原子力規制庁の評価を報告し、原子力規制委員会の了承を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期の原子力規制検査の実施状況報告時に、原子力規制庁の評価が定まった法令報告事象について、当該評価を報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度明けに、年間に発生した法令報告事象について、原子力規制庁の評価をまとめて報告する。</li> </ul>

<sup>1</sup> 核燃料施設等の場合は指摘事項あり(追加対応あり)の可能性のある法令報告事象

<sup>2</sup> 核燃料施設等の場合は指摘事項あり(追加対応なし)程度の法令報告事象

(1) 対応方針の基本的な考え方

対応方針 A

原子力安全への影響を考慮し、事業者等の行う原因究明、再発防止対策等に関して規制機関として関与が必要とされる法令報告事象への対応方針である。例えば、原子力規制検査の重要度評価で白以上となる可能性のある事象又は新規性があると考えられる事象である。

対応方針 B

対応方針 A と比較し、原子力安全への影響が小さいと想定され、事業者等の改善措置活動により改善が見込まれるが、規制機関としては事業者等の行う原因究明、再発防止対策等が適切に実施されているか、監視する事が必要とされる法令報告事象への対応方針である。例えば、原子力規制検査の重要度評価で緑程度となる可能性のある事象である。

対応方針 C

原子力規制委員会において事業者等の行う原因究明、再発防止対策等に対して特段の関与が必要ないとされる法令報告事象への対応方針である。例えば、原子力規制検査の重要度評価で軽微と考えられる事象又は繰り返し過去の事例と同じ原因で発生した事象である。

(2) 対応方針に応じた基本的な対応

各対応方針の基本的な対応内容としては、以下を参考とする。

対応方針 A

対応方針 A に相当する場合には事象の重要性を鑑み、透明性を確保すること及び他事業者等への周知の効果も見込み、原則、公開会合による議論、面談による事実確認を行う。公開会合は基本的に、事業者等の原因調査及び再発防止対策の検討に時間を要している場合に、途中経過を聴取する目的又は事業者等から提出を受けた原因究明、再発防止対策等に係る報告書の内容について説明を聴取する目的で実施する。事業者等の最終的な報告書の提出に半年以上といった長期を要する場合は、定期的に公開会合や面談にて進捗状況を確認する。

対応方針 B

対応方針 B に相当する場合には主に面談により事業者等が行う原因究

明、再発防止対策等の監視を行う。ただし以下に当てはまる場合は、対応方針の格上げも検討しつつ、公開会合を開催し、より透明性を確保したうえで監視を行う。

- ・不適合の再発で、対策の有効性に疑義が生じている場合
- ・何らかの不正が関係しているもしくはその恐れがある場合
- ・事故故障等に新規性が含まれることが想定されるなど、社会的関心が高い場合

#### 対応方針 C

対応方針 C に相当する場合には、事実確認等を目的とした面談を行う。

### (3) 対応方針検討に当たっての注意事項

規制機関の対応について一貫性を確保する観点から、原子力規制検査における事象の評価を考慮するとともに、繰り返し事象等の過去事例を考慮する。

即応性を考慮し、事象発生後2週間までに得られた情報をもとに対応方針を決定することから、その後得られた情報をもとに対応方針を変更することがある。

当該対応方針をもって原子力規制検査の重要度評価が確定するものではない。

対応方針案の検討に当たっては法令報告事象に関して事業者等から得られる情報のほか、原子力規制検査等において得られた情報も活用する。上記の対応方針については、これまで発生した事象等をもとに標準的な対応の内容を示したものである。このことから、規制活動は当該対応方針に示されているものに限定されるものではなく、敷地外の運搬時における事故等のこれまでの知見があまりない事象が発生した場合など、対応方針を策定する上で新たに考慮すべき事項がある場合には、新たに必要な対応を立案し、原子力規制委員会に了承を求めることとする。

#### [2.3] 対応方針の決定

担当監視部門は法令報告事象発生の際の第1報を受けてから2週間以内を目的に、作成した対応方針案について原子力規制委員会に報告し、了承を得る。原子力規制委員会より対応方針について指摘があった場合は、指摘内容を踏まえた対応方針とする。

#### 【2.4】 対応方針に基づく対応

担当監視部門は、原子力規制委員会です承された対応方針に基づき、対応を実施し、最終的には事業者等からの報告や検査によって得た情報を基に、事象の評価を行う。事故対処室は、事業者等から提出された当該法令報告に係る報告書を受領し、担当監視部門に共有するとともに、ホームページに同報告書を掲載する。

対応方針を変更する場合は必要に応じ原子力規制委員会にその旨を報告し、了承を得る。

担当監視部門は事業者等の報告内容である原因特定と再発防止策の内容が妥当なものであるか、内容の確認を行う。報告内容に応じて、公開会合で説明を求める、報告書の補正を求めるなど必要な対応を行う。

必要な報告内容を受領した後は、担当監視部門は原子力規制庁としての評価書の作成を行う。

#### 【2.5】 対応結果の報告

担当監視部門は評価書を作成する。この際、評価書には、担当監視部門が行う事象の原子力規制検査における重要度評価と事故対処室が行う国際原子力・放射線事象評価尺度(INES)を用いた評価を併せて記載する。原子力規制委員会への議題登録は担当監視部門が行う。

法令報告に係る原因究明、再発防止対策等に対して原子力規制庁の評価書を作成した後の原子力規制委員会への報告のタイミング、報告書の記載内容等は、各対応方針に応じ、以下を参考する。

##### 対応方針 A

事象ごと個別に原子力規制委員会へ報告し、了承を得るものとする。参考として、過去事例を別紙1として添付する。

##### 対応方針 B

原子力規制検査の四半期報告の際に指摘事項の一つとして、原子力規制委員会に報告する。参考となる四半期報告の構成として、別紙2を添付する。

##### 対応方針 C

年度明けにまとめて原子力規制委員会へ報告するものとする。参考とし

て、過去事例を別紙3として添付する。

### 3 関係者の役割

#### 3.1 担当監視部門(実用炉監視部門 / 核燃料施設等監視部門)

- ・対応方針案の策定及び対応方針案の原子力規制委員会への諮問を行う。
- ・対応方針に基づく法令報告事象の調査及び評価を実施する。
- ・評価結果について原子力規制委員会への報告を行う。

#### 3.2 事故対処室

- ・法令報告について初動対応を行う。
- ・法令報告事象についてINES評価を実施する。

## 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合における検討状況

公開会合実施日	議題等
令和2年 12月21日	第1回 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合 (1) 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について (2) 事業者等からの意見について (3) その他
令和3年 2月1日	第2回 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合 (1) 事業者等からの意見について (2) その他
令和3年 5月20日	第3回 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合 (1) 公開会合でこれまでに出了意見等について (2) 法令報告の報告期日の見直しについて (3) 廃止措置計画の認可前における発電用原子炉の報告対象について (4) 廃止措置計画の認可後の法令報告対象について (5) 報告を受ける必要性が低い法令報告事象への対応について (6) 制御棒の過挿入について

## これまでの公開会合の出席者

原子力規制庁：金子長官官房審議官、古金谷検査監督総括課長 / 緊急事案対策室長 他

事業者等：北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、三菱原子燃料株式会社、原子燃料工業株式会社、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、東京都市大学、立教大学、近畿大学、株式会社日立製作所、東芝エネルギーシステムズ株式会社、日本核燃料開発株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社